

# 租特透明化法に基づく

## 適用額明細書の記載の手引

《令和8年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の一定の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和8年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

**電子帳簿等保存制度を利用することで、  
次のような方法で経理のデジタル化が可能です**

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

検索





## 凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法
令和5年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
令和8年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)
令和6年旧震災特例法	所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第19条の規定による改正前の震災特例法
令和8年旧震災特例法	所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)第11条の規定による改正前の震災特例法
沖特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)
経営強化法規則	中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)

(注) この手引は、令和8年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

# 目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	6
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	7
1	e-Taxで提出する場合の入力要領	7
2	書面で提出する場合の記載要領	10
3	事業種目・業種番号一覧表	14
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	17
	別表一次業二 各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分	17
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表一の二次業二 各事業年度の所得に係る申告書—外国法人の分	19
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	別表六(九) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十二) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	22
	特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十四) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	特別試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除)	
	別表六(十五) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十六) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	25
	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十七) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する 明細書	27
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	28
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人 税額の特別控除に関する明細書	29
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	30
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	31
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控 除に関する明細書	32
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	33
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十四) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
特定法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除	
別表六(二十五) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	
(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)	
別表六(二十六) 産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に 関する明細書	37
生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	
(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)	
別表六(二十七) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	38
特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	39
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	40
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	

別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	41
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	42
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	43
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する明細書	44
特許権等の譲渡等による所得の課税の特例	
別表十(六) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	45
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(七) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	47
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例	
別表十(八) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書	48
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(九) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	49
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(十) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	50
投資法人に係る課税の特例	
別表十(十一) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	51
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	52
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	54
中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(八) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	55
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(九) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	56
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	

別表十二(十) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	57
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十一) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	58
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	59
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十三) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	60
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	61
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	63
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え)	
(日本船舶の買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	66
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	67
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(八) 賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書	68
技術研究組合の所得の計算の特例	
別表十三(九) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	69
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	71
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	72
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	73
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	74
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行日(令和8年5月22日)の前日までの間に終了する事業年度分)	75
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法若しくは生産高等比例法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行日(令和8年5月22日)以後に終了する事業年度分)	76

別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・ 77

特別償却及び割増償却

- (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)
- (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
- (国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)
- (地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (地方活力向上地域等において特定建物等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (中小企業者等が特定経営力向上設備等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (生産工程効率化等設備<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (特定生産性向上設備等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (特定船舶の特別償却)
- (被災代替資産等の特別償却)
- (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)
- (特定事業継続力強化設備等の特別償却)
- (共同利用施設の特別償却)
- (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)
- (生産方式革新事業活動用資産等の特別償却)
- (再資源化事業等高度化設備の特別償却)
- (沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却)
- (沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却)
- (特定地域における産業振興機械等の割増償却)
- (医療用機器等の特別償却)
- (輸出事業用資産の割増償却)
- (特定都市再生建築物の割増償却)
- (倉庫用建物等の割増償却)
- (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書・・・・・・・・・・ 82

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書・・・・・・・・・・ 83

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書・・・・・・・・・・ 84

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五) 又は別表十六(六)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合

IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内・・・・・・・・・・ 88

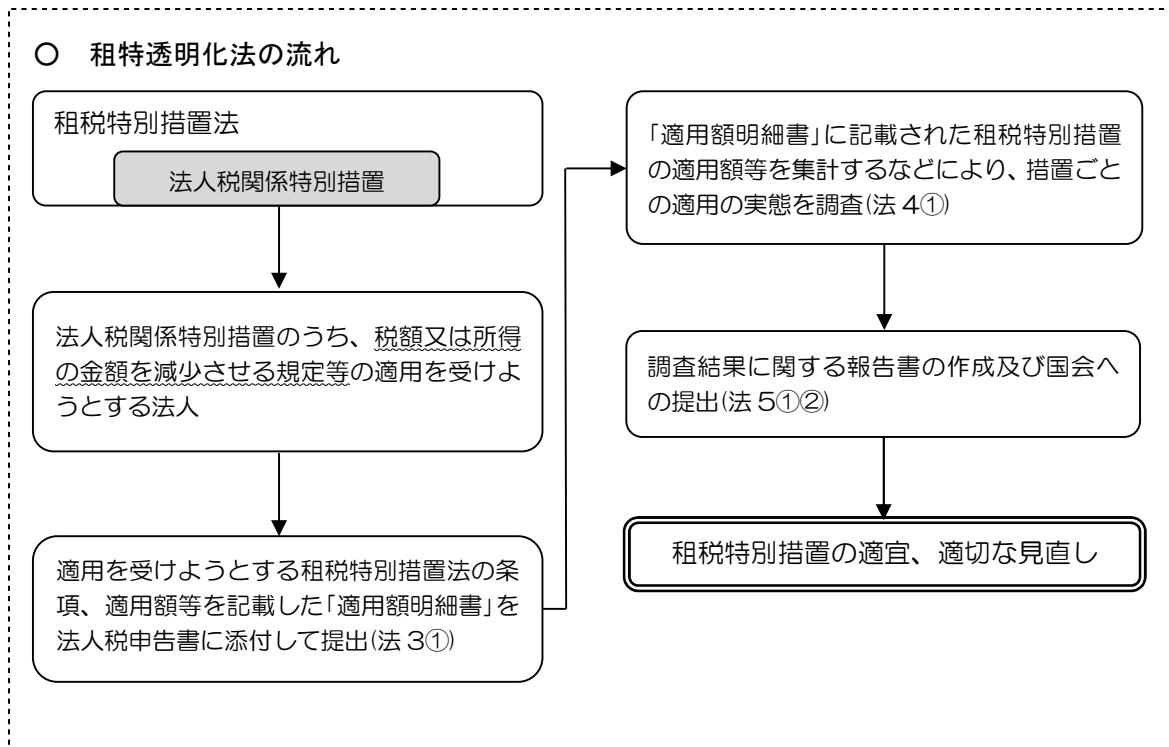
# I 租特透明化法の概要等

## 1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法4①、5①②)。



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードが可能です(掲載場所は、P88 (IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内) をご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

## 《よくある記載誤り》

### ① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一又は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

特に、別表一の二を基に、「所得金額又は欠損金額」の欄を記載する場合は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載するよう留意してください。

### ② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

### ③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

### ④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 書面で提出する場合には、作成した「適用額明細書」について、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

震災特例法及び沖特令の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法及び沖特令の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として、その適用額については「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、令和8年旧震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六(十二)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(十二)に記載した金額をそのまま転記してください。

Q13

租税特別措置法第 66 条の 6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第 66 条の 9 の 2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用につき、本邦法令基準により外国関係会社等の基準所得金額を計算しています。

この基準所得金額の計算において当該外国関係会社等が適用した法人税関係特別措置について、「適用額明細書」への記載は必要ですか？

A13 租税特別措置法第66条の 6 及び第66条の 9 の 2 の規定は法人税関係特別措置に該当しないため、基準所得金額の計算における法人税関係特別措置の適用については「適用額明細書」への記載は不要です。

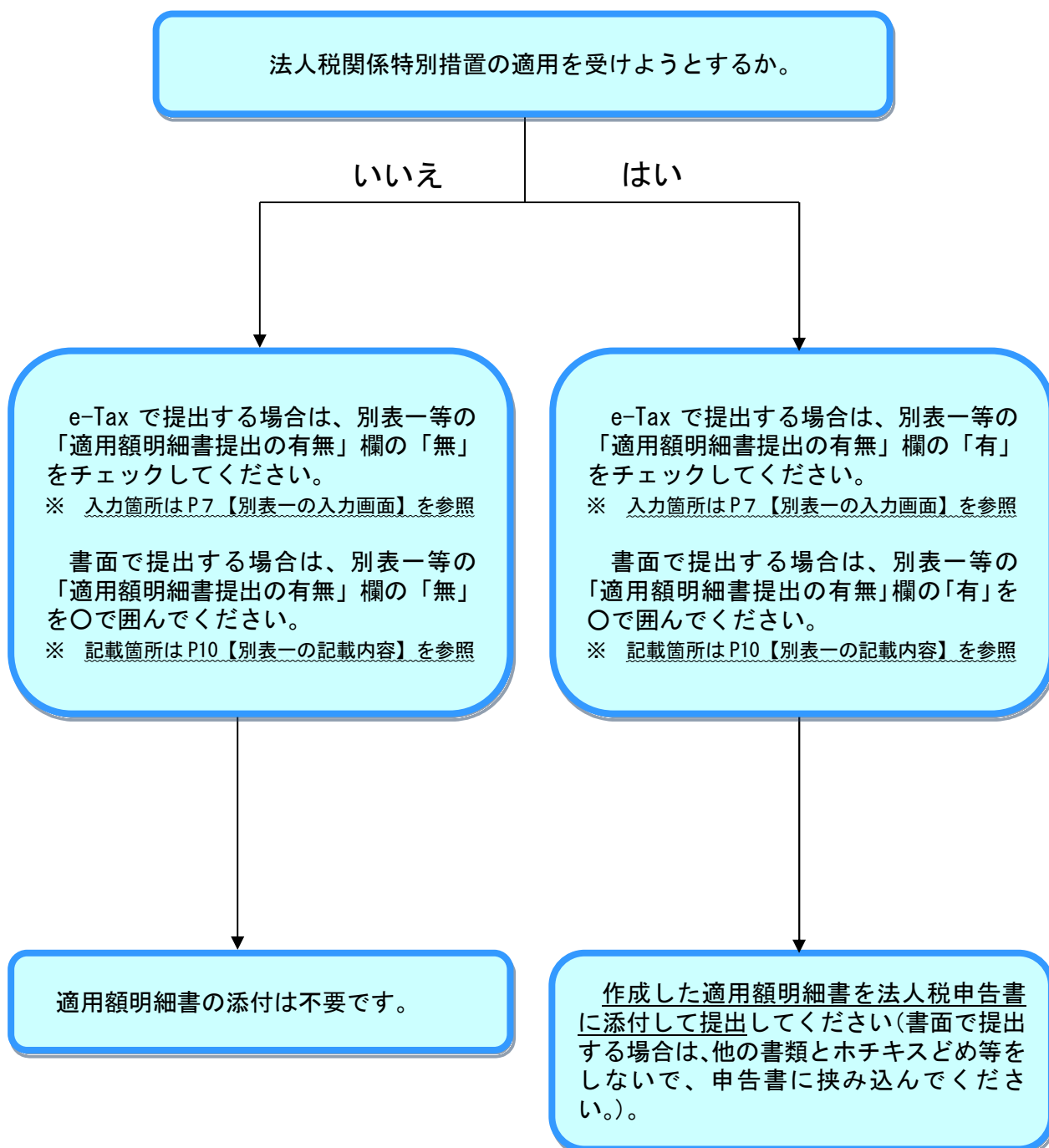
Q14

グループ通算制度においては、各通算法人がそれぞれ「適用額明細書」を提出する必要がありますか？

A14 グループ通算制度においては、その適用を受ける通算グループ内の各通算法人を納税単位として、その各通算法人が法人税額の計算及び申告を行う必要があります。したがって、「適用額明細書」についても、各通算法人が法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合に、法人税申告書に添付してそれぞれ提出する必要があります。

### 3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



## Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 e-Taxで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(以下【適用額明細書の入力画面】の青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P17以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。  
 <入力例>

別表一次葉二…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
 の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

#### 【別表一の入力画面】

令和 9 年 2 月 28 日 納税地 東京都千代田区霞が関 3-1-1 電話 (03) 3581-4161	3500 法人区分 事業種目 医薬品製造 10,000,000 同非区分 日 法人名等 添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表	申告書 一連番号 整理番号 事業年度 (記) 売上金額 1,000 申告年月日 申告区分	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 — 内国法人
法人名 株式会社 国税商事 法人番号 9 9999 9999 9999 代表者 国税 太郎 代表者住所 東京都中央区築地 5-3-1	事業年度分の法人税確定 課税事業年度分の地方法人税確定 課税事業年度分の防衛特別法人税 令和 8 年 1 月 1 日 令和 8 年 12 月 31 日	申告書 申告書 申告書 適用額明細書 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 別 <input type="checkbox"/> 提出の有無	
所得金額又は次額金額 別表四「62」の①	1 ① 50,000,000 円	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。	

#### 【別表一次葉二の入力画面】

事業年度等 令和 8・1・1 法人名 株式会社 国税商事	令和 8・12・31	別表一 一次葉二 (三枚中二枚目)
法人税額の計算		
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下 の金額 ④ 8,000,000 ① (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額又は別表一付添「5」	74	77 1,200,000
(1)のうち特別税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$	75	78
その他の所得 (1) - (74) - (75)		
所得の金額に対する法 (28)		
課税留保金額に対する法 (29)		
<記載の手引の掲載内容(概略)> ② 「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項の表の第1号」 「区分番号」欄 「00380」 ③ 「適用額」欄 「74」欄の金額		

【別表十六(七)の入力画面】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	令和 8・1・1	令和 8・12・31	法人名	株式会社 国税商事	
資産種別	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品					
産種	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器					
区細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器					
分業の用に供した年月	4	令和 8・1	令和 8・1	令和 8・1	令和				

待法	〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑤			
価積	「租税特別措置法の条項」欄: 「第67条の5第1項」			
額差引	「区分番号」欄: 「00277」 ⑥			
当期	「適用額」欄: 「8」欄の金額		⑦	730,000 円

【適用額明細書の入力画面】

別記様式

令和 9 年 2 月 28 日

自 令和 8 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書  
至 令和 8 年 12 月 31 日 (◎当初提出分・◎再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号

電話(03) 3581-4161 提出枚数 1枚 うち 1枚目

法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 9 9999 9999 9999 提出年月日 年 月 日

期末現在の  
資本金の額又は  
出資金の額 10,000,000 円

所得金額又は  
欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42条3の2 第1項第1号	③ 00380	④ 8,000,000 円
⑤ 第67条の5 第1項第 号	⑥ 00277	⑦ 730,000

(参考) 区分番号「00699」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和8年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和8年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項	
令和8年旧措置法	
第42条の12の5第1項第 号	

## ○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

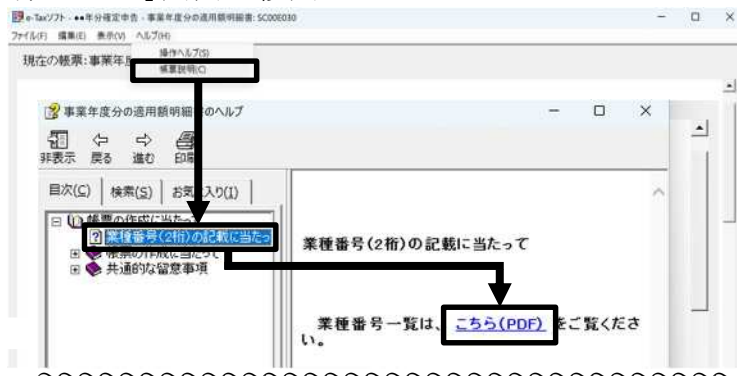
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。  
なお、「再提出分」は、法人税関係特別措置の適用額が変更等となる修正申告書の提出に併せて「適用額明細書」を再提出する場合や、「当初提出分」に記載誤りがあり、再度「適用額明細書」を提出する場合が該当します。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)  
(参考1) P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に記載された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234	別表一青色申告用
整理番号 00456789	
業種番号 3500	←
東京都千代田区霞が関3-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	
殿	
趙町 税務署長	
令和08年01月01日	事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について
令和08年12月31日	

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

## 2 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の二の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P17以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

〈記載例〉

別表一次葉二…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

### 【別表一の記載内容】

<b>OCR入力用</b> ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。		<b>法</b>		<b>FB0613</b>	
令和 9 年 2 月 28 日 ① 麹町 税務署長 殿	所 属 課 目 3500	青色申告 一連番号	整理番⑨ 00456789	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 1 内国法人 適用額明細書 提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	
納税地 東京都千代田区霞が関 3-1-1 電話 (03) 3581-4161	通算グループ 整理番号 通算親法人 整理番号	事業年度 (至)	売上金額 100		
フリガナ 株式会社 国税商事	法人区分	申告年月日	申告区分		
法人名 株式会社 国税商事	事業種⑦ 医薬品卸売業	通算日印 確認 序指定 同指定 指簿等 区分	申告区分		
法人番号 9999999999999999	同非区分	法人 中 国 税 務 署 地方 中 国 税 務 署	申告区分		
代表者 国税 太郎	前納税地及び旧法人名等	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有 市	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有 市		
代表者住 所 東京都中央区築地 5-3-1	添付書類	令和 08 年 01 月 01 日 令和 08 年 12 月 31 日			
令和 08 年 01 月 01 日 令和 08 年 12 月 31 日	事業年度分の法人税確定申告書 課税事業年度分の地方法人税確定申告書 課税事業年度分の防衛特別法人税申告書 (中間申告の場合 令和 年 月 日)	適用額明細書 提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①) ⑥ 50000000	控 税 額	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。			
法人税額 (77)+(78)+(79) 10944000	所得税の額 (別表六「1」の②) 16 外国税額 (別表六「2」の③) 17 計 (16)+(17) 18				

### 【別表一次葉二の記載内容】

事業年度等	08・01・01	法人名	株式会社 国税商事	別表一次葉二 (三枚中三枚)
法 人 税 額 の 計 算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ⑫	8,000,000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 × $\frac{1}{12}$	000	(75)の22%相当額	78	
その他の所得金額 (1)-(74)-(75)				

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑩

「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄: 「00380」 ⑪

「適用額」欄: 「74」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書		事業年度	08・01・01 08・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 令八・四
資産種類	1	器具及び備品				
資産構造	2	事務機器及び通信機器				
価額	<記載の手引の掲載内容(概略)> 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 <sup>⑬</sup> 「区分番号」欄：「00277」 <sup>⑭</sup> 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円					

【適用額明細書への転記後のイメージ】

別記様式 FB4011

令和 9年2月28日 自 平成 08年01月01日 至 平成 08年12月31日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

① 麴町 税務署長殿

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03)3581-4161 整理番号 ⑨ 00456789

(フリガナ) カブシキガイシャ コクセイシヤ 提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

法人名 ③ 株式会社 国税商事 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999 提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000 円

所得金額又は次損金額 ⑥ 50000000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 第42条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 第67条の5第1項第1号	⑭ 00277	⑮ 7300000

この用紙はとじこまないでください

(参考) 区分番号「00699」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和8年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和8年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和8年旧措置法
第42条の12の5第1項第1号

## ○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。  
なお、「再提出分」は、法人税関係特別措置の適用額が変更等となる修正申告書の提出に併せて「適用額明細書」を再提出する場合や、「当初提出分」に記載誤りがあり、再度「適用額明細書」を提出する場合が該当します。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の二の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。  
(参考) 「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P9の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice form (申告のお知らせ). At the top right, it says "[所管] 6 [業種目]3500 [概況書]00 [要否]". Below that, a note says "※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。". On the right side, it says "別表一 青色申告用". In the center, there is a field for "整理番号" (整理番号) with the value "00456789" highlighted in a blue box and an arrow pointing to it. Below this, it says "上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。". On the left side, there is address information: "100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 殿". At the bottom, it says "<< 申告のお知らせ >>" and "麹町 税務署長". The date is "令和 8年 1月 1日" and "令和 8年12月31日". The subject is "事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について".

- (4) 「業種番号」欄は、P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。  
(参考) P14の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。  
(注) 外国法人にあつては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業		16		
	調味料		窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17		
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物			
	菓子			陶磁器・同関連製品			
	パン類			その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			鋇鉄鋳物			
	畜産食料品		非鉄金属製造業		19		
	その他の食料品		02	金属製品製造業	構築用金属製品	20	
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	金属打抜き・プレス加工					
	紡績	被覆、彫刻、その他の金属表面処理					
	ねん糸	くぎ、ボルト、ナット、線材製品					
織物業	綿・スフ織物	03	その他の金属製品	21			
	絹・人絹織物		金属加工機械				
	毛織物		繊維機械				
	その他の織物		農業用機械				
ニット製造業	04	機械製造業		22			
染色整理業	05	建設機械	産業用機械				
その他の繊維工業	06	産業用機械					
		事務用・サービス用・民生用機械器具					
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、校服	07		その他の機械	22		
	婦人・子供服		産業用電気機械器具製造業				
	ワイシャツ、下着		電子機器				
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		民生用電気機械器具電球製造業		23		
	その他の繊維製品		通信機械器具製造業		24		
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09	船舶	その他の輸送用機械器具			
	建具						
	その他の家具・装備品		理化学機械器具等製造業		26		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業		27		
	紙製容器		時計・同部品製造業		28		
	その他のパルプ・紙製品		011	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	事務用品					
	印刷	貴金属製品					
	製版、製本、その他の印刷物加工	楽器、レコード					
化学工業	化学肥料	12			装身具、装飾品		30
	有機化学工業製品		プラスチック製品				
	化学繊維		その他の製造				
	油脂加工品、石けん、塗料等		013	飲食料品卸売業	米穀類	31	
	医薬品				野菜、果物		
その他の化学工業	食肉						
石油製品製造業	石油精製	13	生鮮魚介そう	31			
	その他の石油製品		その他の農水畜産物				
石炭製品製造業	14			酒類			
ゴム製品製造業	15			乾物			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41		
	その他の飲食料品			野菜、果物			
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸	32		菓子、パン類		42	
	呉服、太物			米穀類			
	その他の織物			料理品			
	洋服類			その他の飲食料品			
	寝具類			呉服			
	靴、履物			洋服地			
	かばん、袋物			衣服、身の回り品小売業	寝具類		43
	下着類				男子既製服		
	小間物		男子注文服				
洋品雑貨、その他の繊維品	婦人・子供服						
建築材料卸売業	木材、竹材	33	靴	44			
	セメント		履物				
	板ガラス		洋品雑貨				
	その他の建築材料		小間物				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	その他の衣服・身の回り品	45			
	荒物		家具、建具				
	陶磁器、ガラス器		金物				
	その他のじゅう器		荒物				
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35	陶磁器、ガラス器	46			
	化粧品		家庭用電気機械器具				
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他のじゅう器	47			
	自動車・同部品		医薬品、化粧品小売業		医薬品		
	輸送用機械器具		化粧品				
	精密機械器具		百貨店		百貨店		
	電気・通信機械器具				各種商品小売		
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37	スポーツ用品	48			
	石油		がん具、娯楽用品				
	鉱物		楽器、レコード				
	鉄鋼		貴金属製品、宝石				
	非鉄金属		その他の趣味・娯楽用品等				
貿易業	貿易	38	燃料	49			
	輸出		書籍、雑誌				
	輸入		文房具、紙				
その他の卸売業	紙、紙製品	39	中古品	50			
	再生資源		農機具				
	家庭用金物		写真機、写真材料				
	建築用金物		時計、眼鏡				
	薪炭類		自動車、自転車				
	肥料		土産物				
	文房具		その他の小売				
	がん具、娯楽用品		総合建設業		一般土木建築工事	51	
	貴金属製品、宝石				土木工事		
	その他の卸売				建築工事		
飲食料品小売業	各種食料品	41	木造建築工事	52			
	酒		職別土木建築工事				
	食肉		電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	61	大衆酒場、小料理			
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー	63		すし	
道路貨物運送業	貨物自動車			そば、うどん	
	その他の道路貨物運送	バー			
水運業	64	キャバレー			
倉庫業	65	喫茶			
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		温泉旅館、観光ホテル		
電気供給業	67	旅館業	ラブホテル、モーテル		
ガス・熱供給業	68		ホテル、普通旅館		
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69	農林業	81	
	運輸附帯サービス		農業		
	水道		林業		
対個人サービス業	洗濯	71	漁業・水産養殖業	82	
	洗い張り、染物		金属鉱業	83	
	写真		石炭鉱業	84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85	
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソーブランド		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
対事業所サービス業	広告	72	漁業協同組合	88	
	物品賃貸		その他の銀行・信託		
	情報サービス、興信所		その他の金融業		質屋
	その他の対事業所サービス				貸金
映画業	映画館	73	証券、商品取引業	その他の金融	89
	映画サービス			証券、商品取引	
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買	
	運動施設			不動産代理仲介	
	その他の娯楽			その他の不動産	
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99
	医療保健			分類不能	
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
自動車修理業	自動車修理	76			
	その他の修理業	機械修理	77		
電気機械修理					
その他の修理					

### Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一次葉二

「74」又は「76」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業年度等	：	：	法人名		
<b>法人税額の計算</b>							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	74	000					
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	75	000	(75)の22%相当額	78			
その他の所得金額 (1)-(74)-(75)	76	000	(76)の10%又は22%相当額	79			
<b>地方法人税額の計算</b>							
所得の金額に対する法人税額(28)	80	000	(80)の10.3%相当額	82			
課税留保金額に対する法人税額(29)	81	000	(81)の10.3%相当額	83			
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>							
法人税額の計算	この法人税額	84		確定地方法人税額	87		
	還付金額	85	外	還付金額	88		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(84))若しくは((15)+(85))又は((85)-(24))	86	00	この申告にすべき地方法人税額((40)-(87))若しくは((40)+(88)+(89))又は(((88)-(43))+((89)-(43)の外書)))	90	00	
<b>土地譲渡税額の内訳</b>							
土地譲渡税額(別表三(二)「25」)	91	0		土地譲渡税額	93	00	
同上(別表三(二)の二)「26」)	92	0					
<b>地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算</b>							
外国税額(別表六(二)「56」)	94			控除しきれなかった金額	96		
控除した金額(37)	95			(94)-(95)			

別表一次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

P18参照

別表一次葉二

「74」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。  
 2 適用額は、年800万円が上限となります。  
 3 適用額は、「74」欄のとおり、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。  
 4 通算法人及び適用除外事業者(\*)に該当する普通法人は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。  
 (\*) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380 ※1	「74」欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381 ※2	
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382 ※3	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383 ※4	
	第42条の3の2第2項	00384 ※5	

- ※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有していないもの(特定の医療法人を除きます。)又は人格のない社団等  
 ※2 一般社団法人(非営利型法人に限ります。)、一般財団法人(非営利型法人に限ります。)、労働者協同組合(特定労働者協同組合のうち出資金の額が1億円以下であるものに限ります。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合又は敷地分割組合  
 ※3 公益法人等(上記※2の法人を除きます。)又は協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)  
 ※4 特定の医療法人  
 ※5 特定の協同組合等(\*)  
 (\*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「74」又は「76」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- (注) 1 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。  
 2 適用額は、「74」及び「76」欄のとおり、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「74」及び「76」欄の合計金額

別表一の二次葉二

「59」又は「68」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業年度等	:	:	法人名			
<b>法人税額の計算</b>								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	59	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	68	000
		その他の所得金額(1)-(59)	60	000		その他の所得金額(12)-(68)	69	000
		(59)の15%、17%又は19%相当額	61			(68)の15%、17%又は19%相当額	70	
		(60)の23.2%相当額	62			(69)の23.2%相当額	71	
	控除税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	63		控除税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	72	
		外国税額(別表六の二「15」)	64			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	73	
		計(63)+(64)	65			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額	74	
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額	66		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額	75			

**「59」及び「68」欄**

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」
- ② 「区分番号」欄：「00380」
- ③ 「適用額」欄：「59」又は「68」欄の合計金額

(注) 1 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

2 適用額は、「59」又は「68」欄それぞれ年800万円が上限となります。

3 適用額は、「59」又は「68」欄のとおり、千円未満を切り捨てた金額を記載してください。

課税標準法人税額(34)	78	000	(78)の10.3%相当額	79	
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>					
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	
この申告前の中間還付額	81		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外書))	83	00

別表一の二次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度等分

別表六(九)

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(九)

令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			
試験研究費の額	1	円	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	
	控除対象試験研究費基準額(2)+(3)	4	
	(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5	内
	控除対象試験研究費の額(4)又は(5) $\times \frac{50, 60 \text{ 又は } 70}{100} + (4) - (5)$	6	内
	増減計算試験研究費割合	7	
比較試験研究費の額(別表六(十一)「5」)	7		
増減試験研究費の額(1)-(7)	8		
増減試験研究費割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		
令和11事業年度の3月31日以前に試験開始	平均売上金額(別表六(十一)「10」)	10	円
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(10)}$	11	
税額控除の計算	設立事業年度の場合又は(7)		
	(11) > 10% の場合の控除 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (0.1を超える場合は0.1)		
税額控除の計算	令和9年4月1日以後に開始する事業年度の場合	14	
	(9) > 12% の場合又は(9) > 3% < (9) ≤ 15% の場合又は(9) > 3% かつ令和11年4月1日以後に開始する事業年度の場合	15	
	(9) < 0 かつ令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場合	16	
	税額控除割合 $\frac{(12), (14), (15) \text{ 又は } (16) + ((12), (14), (15) \text{ 又は } (16)) \times (13)}{(12), (14), (15) \text{ 又は } (16)}$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	17	
	当期税額控除可能額((22)と((27)又は(30))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)	29	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の①」)	32	
法人税額の特別控除額(31)-(32)	33		

「33」欄

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00688」
- ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

別表六(十)

「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十) 令八・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16	円
控除対象試験研究費の額の計算	2		当期税額控除可能額 (9) > 12% の場合	17	0.35
増減試験研究費の額の計算	7		当期税額控除可能額 (15)と(19)のうち少ない金額又は(別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」)	20	
増減試験研究費割合	8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	21	
試験研究費割合	9		当期税額控除額 (20) - (21)	22	
平均売上金額	10	円	前期繰越税額控除限度超過額 (19) - (20)	23	
試験研究費割合	11		繰越税額控除限度超過額 (29の計)	24	
税額控除割合	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23)と(24)のうち少ない金額又は(別表六(十)付表二「7」) (1) ≤ (7) 又は (7) = 0 の場合は 0)	25	
税額控除割合の計算	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	26	
税額控除割合の計算	14		当期繰越税額控除額 (25) - (26)	27	
中小企業者等税額控除限度額	15	円	法人税額の特別控除額 (22) + (27)	28	

**「22」欄**  
 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」  
 ② 「区分番号」欄：「00689」  
 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

**「27」欄**  
 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除  
 (前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」  
 ② 「区分番号」欄：「00727」  
 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額  
 (注) 令和8年4月1日以後に開始する事業年度において  
 生ずる控除しきれない金額が対象となります。

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29) - (30)
：	29	30	31
計	(15)	(20)	外
当期分	(15)	(20)	外
合計			

別表六(十二)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十二) 令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円
控除対象特別試験研究費の額 (14の計)又は(16の計)	1	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7
控除対象済控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「6の内書」又は(別表六(十)「6の内書」)	2	当期税額基準額 $((7) + (\text{別表六(十三)「23」}) \times \frac{10}{100})$	8
差引控除対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3)と(17)のうち少ない金額	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	10
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3) - (4)と(18)のうち少ない金額	5	法人税額の特別控除額 (9) - (10)	11
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6		

控 除 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第42条の4の2第1項各号又は旧措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額	(14)のうち委託試験研究費の額	控除対象特別試験研究費基準額 $(15) \times \frac{50}{100} + (14) - (15)$
12	13	14	15	16
第1号・第2号・第3号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「11」欄</p> <p>特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4の2第1項」又は「令和8年旧措置法第42条の4第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00639」</p> <p>③ 「適用額」欄：「11」欄の金額</p> </div>	円	円	円
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
計				
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			17	円
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			18	



別表六(十五)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度  
法人名

別表六(十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1							
資産	2							
設備の種類又は区分	3							
細目	4							
取得年月日	5	・	・	・	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
差引改定取得価額 $((7)-(8))$ 又は $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$	9							
法人税額の特別控除額の計算								
取得価額の合計額 $((9)$ の合計)	10	円		差引当期税額基準額残額 $((12)-(14))$ (別表六(二十三)「18」)	17	円		
				除限度超過額 (の計)	18			
				繰越税額控除可能額 (うち少ない金額)	19			
				繰越超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	20			
当期税額控除可能額 $((11)$ と $(13)$ のうち少ない金額)	14			当期繰越税額控除額 $(19)-(20)$	21			
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	15			法人税額の特別控除額 $(16)+(21)$	22			
当期税額控除額 $(14)-(15)$	16							
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度		前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額		翌期繰越額 $(23)-(24)$		
・		円		円		円		
・								
・								
計								
当期分	(11)							
合計								
機械装置等の概要								

「16」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00043」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

「21」欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00044」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六(十六)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十六) 令八・四・一以後終了事業年度分

認定事業者に関する事項							
沖縄県知事の認定年月日	・	実施期間	：	計画の名称 (認定番号)	( )		
工業用機械等の取得価額に関する明細							
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第号	第号	第号	第号	第号	
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20	
	税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	17					
	当期税額控除額 (16)-(17)	18					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25	円	当期控除可能額	26	円	
・						外	
・						外	
・						外	
・						外	
・						外	
・						外	
・						外	
計			(21)				
当期分	(13)		(16)			外	
合計							
機械設備等の概要							

P26参照

別表六(十六)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除  (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除  (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控 除  (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項 の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額

別表六(十七)

「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六十七  
令八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
特定事業の内容	2					
資 産 区 分	種類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・
特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	
取得 価 額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額 (9)-(10)	11				
法人税						
取得価額の合計 (11)の合計						円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額						
(12)のうち(6)が令和8年3月31日以前であるものに係る額						
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15			100		
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16			当期税額控除可能額 (21)と(23)のうち少ない金額	24	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17					
税額控除限度額の計算	18	$\frac{((12)-(13)) - ((14)-(15))}{100} + \frac{(13)-(15)}{100}$		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	25	
	19	$\frac{(((14)-(15)) - ((16)-(17))) \times 14}{100} + \frac{(15)-(17)}{100}$		法人税額の特別控除額 (24)-(25)	26	
	20	$\frac{(16)-(17)}{100} \times 15 + \frac{(17)}{100} \times 8$				
税額控除限度額 (18)+(19)+(20)	21					
機 械 設 備 等 の 概 要						

**「26」欄**

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00507」
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

**別表六(十八)**  
**「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六(十八) 令八・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
特定国際戦略事業の内容	2					
資産 種類	3					
	4					
	5					
	6	. .	. .	. .	. .	. .
	7	. .	. .	. .	. .	. .
取得年月日	8	. .	. .	. .	. .	. .
取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
差引改定取得価額 (9) - (10)	11					

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額 ((11)の合計)	12	円	調整前法人税額	21	円
--------------------	----	---	---------	----	---

**「25」欄**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00301」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額					
(12)のうち建物及びその附属設備並びに構築物以外の資産に係る額 ((12) - (13))					
(12)のうち(6)が令和6年3月31日以前で、ものに係る額					
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額					

(15)のうち建物及びその附属設備並びに構築物以外の資産に係る額 ((15) - (16))	17		((20)と(22)のうち少ない金額)	23	
税額控除限度額の計算	18	$\frac{((13) - (16)) \times 4}{100} + \frac{((14) - (17)) \times 8}{100}$	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	24	
	19	$(16) \times \frac{5}{100} + (17) \times \frac{10}{100}$	法人税額の特別控除額 ((23) - (24))	25	
税額控除限度額 (18) + (19)	20				

機械設備等の概要

--	--	--	--	--	--

別表六(十九)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十九) 令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
促 進 区 域	1					
承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 内 容	2					
資 産 区 分	資 種 類	3				
	構 造、用 途、設 備 の 種 類 又 は 区 分	4				
	細 目	5				
取 得 年 月 日	6	・	・	・	・	・
承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・	・	・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9				
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10				

「20」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等<sup>けん</sup>を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00599」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

同 上 の うち 地 域 の 成 長 発 展 の 基 盤 強 化 に 著 しく 資 ず る 事 業 の 用 に 供 し た も の に 係 る 額	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18	
同 上 の うち 地 域 の 事 業 者 に 対 し て 著 し い 経 済 的 効 果 を 及 ぼ す 事 業 の 用 に 供 し た も の に 係 る 額	14		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の⑩」)	19	
税 額 控 除 限 度 額 $((12) - (13)) \times \frac{4}{100} + ((13) - (14)) \times \frac{5}{100} + (14) \times \frac{6}{100} + ((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$	15		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) - (19)	20	

機 械 設 備 等 の 概 要

別表六(二十)

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(二十) 令八・四・一以後終了事業年度分

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日	1	・	・	・	・	・	
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	
資産	種類	3					
	構造、用途又は区分	4					
	細目	5					
区分	取得年月日	6	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額((10)の合計)	11	円	移転型	(1)が令和8年3月31日以前である場合	(11)のうち移転型計画に係る額	18	
	(1)が令和8年3月31日以前である場合	同上のうち拡充型計画に係る額		12	税額控除限度額基準額	$(18) \times \frac{7}{100}$	19
(1)が令和8年3月31日以前である場合			(11)のうち移転型計画に係る額		20		
計画区分	(1)が令和8年4月1日以後である場合	同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額	15	合計	$(20) - (21) \times \frac{100}{100}$	21	
				税額控除限度額	$(13) + (17) + (19) + (23)$		
				調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」)			25
				当期税額基準額	$(25) \times \frac{20}{100}$		26
				当期税額控除可能額((24)と(26)のうち少ない金額)			27
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8」の(2))	$((15) - (16)) \times \frac{4}{100} + (16) \times \frac{5}{100} + ((14) - (15)) \times \frac{2}{100}$	17	28				
法人税額の特別控除額	(27)-(28)	29					
建物等の概要							

**「29」欄**

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」又は「令和8年旧措置法第42条の11の3第2項」

② 「区分番号」欄：「00570」

③ 「適用額」欄：「29」欄の金額

別表六(二十一)

「23」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に関する事項				
認定年月日	1	・	新設特定業務施設の事業供用日	2
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算			事業実施地域	
基準雇用者数(34)	3	人	移転型新規雇用者総数	14
地方事業所基準雇用者数	4		移転型特定非新規雇用者数	15
調整地方事業所基準雇用者数 (3)と(4)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)			移転型特定非新規雇用者基礎数 (13)-(14)と(15)のうち少ない数	16
特定新規雇用	<b>「23」欄</b> 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和8年旧措置法第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00624」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額			
特定新規雇用者 (5)と(6)のうち少ない数				
移転型特定新規雇				
移転型特定新規雇用者 (7)と(8)のうち少ない数				
当期税額基準額 $(19) \times \frac{20}{100}$	9		当期税額基準額	20
新規雇用者総数	10		当期税額控除可能額 (18)と(20)のうち少ない金額	21
特定非新規雇用者数	11		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	22
特定非新規雇用者基礎数 (5)-(10)と(11)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	12		当期税額控除額 (21)-(22)	23
移転型地方事業所基準雇用者数	13		地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算	
基準年度	・	・	当期税額控除可能額 (25)と(26)のうち少ない金額	27
地方事業所特別基準雇用者数(40)	24	人	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	28
地方事業所特別税額控除限度額 40万円×(24)-(24の内書)+30万円×(24の内書)	25	円	当期税額控除額 (27)-(28)	29
差引当期税額基準額残額 (20)-(別表六(二十)「27」)-(21)	26		法人税額の特別控除額 (23)+(29)	30
基準雇用者数に関する明細				
当期の終了の日における雇	<b>「29」欄</b> 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和8年旧措置法第42条の12第2項」 ② 「区分番号」欄：「00625」 ③ 「適用額」欄：「29」欄の金額			
31				
地方				
適用年度				
適用年度	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	旧措置法第42条の12第6項第16号イに掲げる数	旧措置法第42条の12第6項第16号ロに掲げる数	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 (37)と(38)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)
35	36	37	38	39
・	内	人	内	人
・	内	人	内	人
・	内	人	内	人
当期分	内	人	内	人
地方事業所特別基準雇用者数 (36)の計と0のうち多い数)+(39)の計	40	人		

別表六(二十一) 令八・四・一以後終了事業年度分



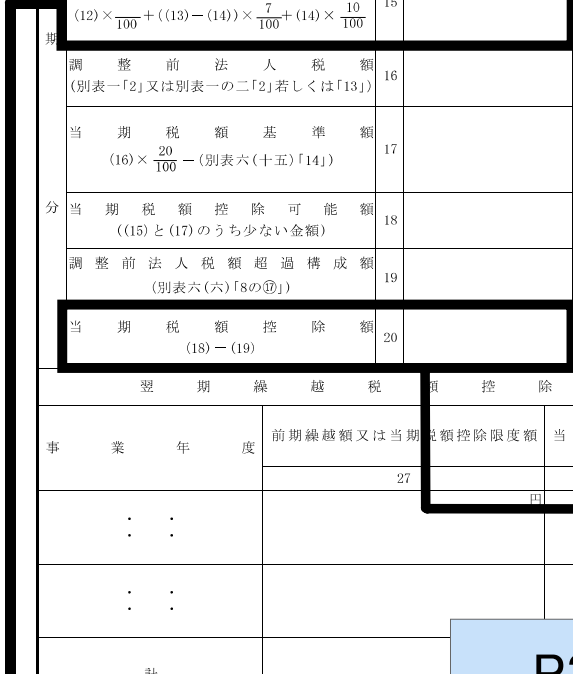
別表六(二十三)

「20」又は「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	法人名				
措法第42条の12の4第2項各号の該当号(経営力向上設備等の該当区分)	1	第1号・第2号(第1項第号)	第1号・第2号(第1項第号)	第1号・第2号(第1項第号)	第1号・第2号(第1項第号)		
事業種目	2						
資産	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
区分	取得年月日	6	・	・	・		
	指定事業の用に供した年月日	7	・	・	・		
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期	取得価額の合計額((10)の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額(17)-(18)-(別表六(十五)「19」)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12			繰越税額控除限度超過額(27の計)	22	
	(11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額(11)-(12)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額((21)と(22)のうち少ない金額)	23	
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	14			調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉞」)	24	
	税額控除限度額 $(12) \times \frac{20}{100} + ((13)-(14)) \times \frac{7}{100} + (14) \times \frac{10}{100}$	15			当期繰越税額控除額(23)-(24)	25	
	調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16			法人税額の特別控除額(20)+(25)	26	
	当期税額基準額 $(16) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	17					
	当期税額控除可能額(15)と(17)のうち少ない金額	18					
	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉞」)	19					
	当期税額控除額(18)-(19)	20					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額		翌期繰越額(27)-(28)		
・		27	28	円	29		
・				円			
・				外			
計							
当期分	(15)			外			
合計							
機械設備等の概要							

別表六(二十三) 令八・四・一以後終了事業年度分



P34参照

別表六(二十三)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の4第2項(経営強化法規則第16条第2項第1号)	00720 ※1	租税特別措置法の条項ごとの金額 ※2
	第42条の12の4第2項(経営強化法規則第16条第2項第2号)	00721 ※1	
	第42条の12の4第2項(経営強化法規則第16条第2項第3号)	00722 ※1	
	第42条の12の4第2項(経営強化法規則第16条第3項)	00723 ※1	

※1 区分番号は、税額控除の適用を受ける次の①から④までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00720」(生産性向上設備)  
経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00721」(収益力強化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00722」(経営資源集約化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00723」(経営規模拡大設備)  
経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

※2 適用額は、「20」欄の金額を上記※1①から④までの設備等の区分ごとに計算した税額控除限度額(「15」欄)の比で按分した金額となります。具体的には、次の①又は②のとおり記載してください。

- ① その適用を受ける設備等が1つの区分のみに該当する場合  
「20」欄の金額を記載してください。
- ② その適用を受ける設備等が複数の区分に該当する場合  
次の区分番号ごとに次の金額を記載してください。
  - イ 区分番号「00720」(生産性向上設備に係る適用額)  

$$\text{「20」欄の金額} - (\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1②③④の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}})$$
  - ロ 区分番号「00721」(収益力強化設備に係る適用額)  

$$\text{「20」欄の金額} - (\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①③④の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}})$$
  - ハ 区分番号「00722」(経営資源集約化設備に係る適用額)  

$$\text{「20」欄の金額} - (\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①②④の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}})$$
  - ニ 区分番号「00723」(経営規模拡大設備に係る適用額)  

$$\text{「20」欄の金額} - (\text{「20」欄の金額} \times \frac{\text{上記※1①②③の設備等のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額}}{\text{「15」欄の金額}})$$

(例)

- ・法人税申告書に添付された別表六(二十三)「20」欄の金額 200万円
  - ・法人税申告書に添付された別表六(二十三)「15」欄の金額 500万円
  - ・生産性向上設備(区分番号「00720」)のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 150万円
  - ・収益力強化設備(区分番号「00721」)のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 100万円
  - ・経営規模拡大設備(区分番号「00723」)のみで計算した場合に「15」欄の金額となる金額 250万円
- この場合に、区分番号「00720」、「00721」及び「00723」の適用額は、次のとおり計算します。

$$\text{「00720」: } 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(100\text{万円} + 250\text{万円})}{500\text{万円}} = 60\text{万円}$$

$$\text{「00721」: } 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(150\text{万円} + 250\text{万円})}{500\text{万円}} = 40\text{万円}$$

$$\text{「00723」: } 200\text{万円} - 200\text{万円} \times \frac{(150\text{万円} + 100\text{万円})}{500\text{万円}} = 100\text{万円}$$

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
繰越税額控除限度超過額の繰越控除制度	第42条の12の4第3項	00604	「25」欄の金額

別表六(二十四)

「45」又は「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(二十四)

令八・四・一以後終了事業

期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用	可	否	3
期末適用する従業員の数	2	人				

**「45」欄**

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「26」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「令和8年旧措置法第42条の12の5第1項」  
 ② 「区分番号」欄: 「00699」  
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	円	3月31日	取得している場合 0.05	25	円
				税額控除限度額 (22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) (14) < 0.03の場合は0	26	円

**「45」欄**

特定法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「30」又は「37」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第1項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第2項」  
 ② 「区分番号」欄: 「00700」  
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9	円	開始した	特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) (14) < 0.03の場合は0	30	円
------------------------------------	---	---	------	--------------------------------------------------------------------	----	---

**「45」欄**

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「34」又は「40」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第2項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第3項」  
 ② 「区分番号」欄: 「00701」  
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

雇用者給与等支給増加額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11	円	場合	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) (7) < 0.015の場合は0	34	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12	円	令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場 第1項適用の場合	(14) ≥ 5% の場合 (0.05又は0.15)	35	円
継続雇用者給与等支給増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	円	第1項適用の場合	プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	36	円
継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12) ((12)=0の場合は0)	14	円	第1項適用の場合	税額控除限度額 (22) × (0.1 + (35) + (36)) (14) < 0.04の場合は0	37	円
教育訓練費の額	15	円	第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15	38	円
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16	円	算	くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39	円
教育訓練費増加額 (15)-(16) (マイナスの場合は0)	17	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (38) + (39)) (7) < 0.015の場合は0	40	円
教育訓練費増加割合 (17)/(16) ((16)=0の場合は0)	18	円	当期税額基準額 (41) × 20/100	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	44	円
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (17)/(11)	19	円	当期税額控除可能額 ((26)、(30)、(34)、(37)又は(40))と(42)のうち少ない金額	当期税額控除額 (43)-(44)	45	円

**「50」欄**

中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除制度を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第3項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第4項」  
 ② 「区分番号」欄: 「00702」  
 ③ 「適用額」欄: 「50」欄の金額

雇用者給与等支給増加額 (別表六(二十四)付表二「12」)	21	円	超過	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑧」)	49	円
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)	22	円	分	当期繰越税額控除額 (18)-(49)	50	円
			法人税額の特別控除額	(45)+(50)	51	円

別表六(二十五)

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十五) 令八・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名						
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否								
特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定年月日		1	.	.	.	.		
事業種目		2						
資 産 区 分	種 類	3						
	構造、用途、設備の種類又は区分	4						
	細 目	5						
取得年月日		6	.	.	.	.		
事業の用に供した年月日		7	.	.	.	.		
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10						
注 1 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
取		「29」欄				円		
生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合								
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」								
② 「区分番号」欄：「00669」								
③ 「適用額」欄：「29」欄の金額								
中 小 企 業 者	(1)が令和8年4月1日以後である場合	3月31日以前である場合	13	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	以外の日	$\frac{(15)}{100} \times (19) + \frac{(17)}{100} \times (19)$	21	
		税額控除限度額基準額	14	$((12) - (13)) \times \frac{10}{100} + (13) \times \frac{14}{100}$	(1)以後で令和8年4月1日	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	22	
		税額控除限度額基準額	15	$((21) - (22)) \times \frac{3}{100} + (22) \times \frac{8}{100}$	税額控除限度額基準額		23	
	(1)が令和8年4月1日以後である場合	税額控除限度額基準額	16	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	税 額 控 除 限 度 額		$(14) + (17) + (20) + (23)$	24
		調整前法人税額	17	(別表「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	調 整 前 法 人 税 額		(別表「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	25
		当期税額基準額	18	$(25) \times \frac{20}{100}$	当 期 税 額 基 準 額		$(25) \times \frac{20}{100}$	26
		当期税額控除可能額	19	((24)と(26)のうち少ない金額)	当 期 税 額 控 除 可 能 額		((24)と(26)のうち少ない金額)	27
	調整前法人税額超過構成額		20	(別表六(六)「8の②」)	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		(別表六(六)「8の②」)	28
	法人税額の特別控除額		21	(27)-(28)	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額		(27)-(28)	29
	機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(二十六)

「18」、「23」、「28」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(二十六) 令八・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の12の6第3項及び第6項の規定の適用可否

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	・	・	・	・	・	・	・	・
産商品競争区分	2	・	・	・	・	・	・	・	・
単価									
販売数									
調整後販売数									
生産販売控除額(3)×(5)									
取得年月日									
事業の用に供した年月日									
投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円	円	円
既控除対象額(前期以前の(12)の合計)	10								
当期投資基準額残額(9)-(10)	11								

「28」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第6項」  
 ② 「区分番号」欄：「00705」  
 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

「18」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第3項」  
 ② 「区分番号」欄：「00703」  
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

当期税額控除可能額((14)と(15)のうち少ない金額)	16								
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の⑳」)	17								
当期税額控除額(16)-(17)	18								
差引当期税額基準額残額(15)-(16)	19								
繰越税額控除限度超過額(35の計)	20								
同上のうち当期繰越税額控除可能額((19)と(20)のうち少ない金額)	21								
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉑」)	22								
当期繰越税額控除額(21)-(22)	23								
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉒」)	27								
当期税額控除額(26)-(27)	28								
差引当期税額基準額残額(25)-(26)	29								
繰越税額控除限度超過額(38の計)	30								
同上のうち当期繰越税額控除可能額((29)と(30)のうち少ない金額)	31								
調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉓」)	32								
当期繰越税額控除額(31)-(32)	33								
法人税額の特別控除額(18)+(23)+(28)+(33)	34								

「33」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第7項」  
 ② 「区分番号」欄：「00706」  
 ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額

「23」欄

産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第4項」  
 ② 「区分番号」欄：「00704」  
 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

前期繰越額又は当期税額控除限度額	35	円							
外									
外									
(31)									
(26)									
外									
産の概要									

別表六(二十七)

「19」又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
措 法 第 42 条 の 12 の 7 第 2 項 の 規 定 の 適 用 可 否				
特定生産性向上設備等に係る確認を受けた年月日	1	・	・	・
認定国際経済事情激変事業適応計画の認定年月日	2	・	・	・
事業種目	3			
資 産 区 分	種 類	4		
	構造、用途、設備の種類又は区分	5		
	細 目	6		
取 得 年 月 日	取 得 年 月 日	7	・	・
	事業の用に供した年月日	8	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	9	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10		
	差引改定取得価額 (9) - (10)	11		

別表六(二十七)

「19」欄

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00730」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

当期税額基準額残額 (16) - (17)	20	円
税額控除限度超過額 (29の計)	21	
うち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	23	
当期繰越税額控除額 (22) - (23)	24	
法人税額の特別控除額 (19) + (24)	25	

当期税額控除可能額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17		繰越調整前法人税額超過構成額	23	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	18		当期繰越税額控除額	24	
当期税額控除額 (17) - (18)	19		法人税額の特別控除額	25	
繰越可能当期税額控除限度額の計算					
(12)のうち認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等に係る額	26	円	繰越可能当期税額控除限度額	28	円
同上のうち建物、建物附属設備及び構築物に係る額	27		$((26) - (27)) \times \frac{7}{100} + (27) \times \frac{4}{100}$		

「24」欄

特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00731」
- ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			翌期繰越額 (9) - (30) (マイナスの場合は0)	
事業年度	前期繰越額又は繰越可能当期税額控除限度額	当期控除可能額又は当期税額基準額		
・				
・				
・				
・				
・				
計		(22)		
当期分	(28)	(16)		外
合計				

(注) 本別表は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度が対象となります。

別表八(一)

「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

別表八(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

		事業年度	法人名		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2			受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3) × 50% + (4) × (20% 又は40%)	5
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「4」欄</b></p> <p>保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00583」</p> <p>③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限ります。)</p> <p>(注) <u>非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「4」欄に記載することになります。本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>					
完全子法人株式等	法人本店の所在地				
	受取配当等の額の計算期間				
関連法人株式等	法人本店の所在地				
	受取配当等の額の計算期間				
保有割合					
受取配当等の額					
同上のうち益金の額に算入される金額					
益金不算入の対象となる金額	(14) - (15)				
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合	(16) × 0.04	17			
同上以外の場合	(16) (16の計)	18			
支払利子等の10%相当額	((38) × 0.1) (付表「14」)	19	円	円	円
受取配当等の額					
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合					
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」				
	② 「区分番号」欄：「00278」				
	③ 「適用額」欄：「27」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額				
その他株式等	同上のうち益金の額に算入される金額	25			
	益金不算入の対象となる金額	(24) - (25)	26		
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	27			
	本店の所在地	28			
	基準日等	29	・	・	計
	保有割合	30	%	%	%
	受取配当等の額	31	円	円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32			
	益金不算入の対象となる金額	(31) - (32)	33		
支払利子等の額の明細					
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算					
当期に支払う利子等の額	35	円		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	37
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(二(二)「17」のうち多い金額)	36			支払利子等の額の合計額 (35) - (36) + (37)	38

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

事業年度	法人名					
事業年度	法人名	特別控除額及び	第1号	特別控除額 (8)	9	円
			第2号	経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員の数	10	人
			第2項	常時使用する従業員の総数	11	
				従業員割合 (10) (11)	12	
				特別控除額 (5)又は別表十(一)付表「18」 $\times \frac{40}{100} \times (12)$	13	円
				加算調整額	14	
				引特別控除額 (9)-(14)又は(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	
				引益金算入額 (14)-(9)又は(14)-(13) (場合は0)	16	

別表十(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」)

- 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項の表の第1号」
- 「区分番号」欄: 「00208」
- 「適用額」欄: 「9」欄の金額

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」)

- 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項の表の第2号」
- 「区分番号」欄: 「00425」
- 「適用額」欄: 「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」)

- 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第2項」
- 「区分番号」欄: 「00544」
- 「適用額」欄: 「13」欄の金額

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

		事業年度	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1			所得金額仮計 (別表四「26の①」+「32の①」)+(別表四付表「9の①」)	5
				軽減対象所得金額	6
設立年月日	2	・	・	(5)と(6)のうち少ない金額	7
				特別控除額 $((7)又は(別表十(二)付表「11」)) \times \frac{18又は20}{100}$	8
指定法人としての指定を受けた日	3	・	・	要加算調整額	9
				差引特別控除額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10
特定事業の内容	4			差引益金算入額 (9)-(8) (マイナスの場合は0)	11

別表十(二)  
令八・四・一以後終了事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額



別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(四)

令八・四・一以後終了事業年度分

日本船舶・船員確保計画等に関する事項										
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算										
1 日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	4								
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6								
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 130円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 195円)$	7	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 110円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 165円)$	9	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 70円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 105円)$	11	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 40円)$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 60円)$	13	円	円	円	円	円	円	円	円
	日本船舶の1日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)	14								
	日本船舶の持分比率	15								
	日本船舶の稼動日数	16								
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算										
日本船舶外航事業に係る所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18							損金算入額 (18) - (19)	20	円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19							益金算入額 (19) - (18)	21	円
日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算										
認定の取消日	22	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23					円
前 期 額 ま で 合 計 損 額 の 計 算 に 算 入 さ れ た	事業年度	日本船舶外航事業に係る所得の金額			日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額			損金算入額 (24) - (25)		
	・	24			25			26		
	・	円			円			円		
	・									
	・									
	・									
	合計									

「20」欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」  
 ② 「区分番号」欄：「00484」  
 ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(五)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特許権等の譲渡等による所得の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名	
適用対象所得金額 (25の計)又は(32)	1	円	
所得金額総計基準額 (別表四「45の①」+「51の①」)	2	円	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「47」)	3	円	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4	円	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5	円	
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6	円	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「11」-「23」)	7	円	
特別控除額 $(1) \text{ と } (11) \text{ のうち少ない金額} \times \frac{30}{100}$	12	円	
適用対象所得金額の計		①	②
特許権譲渡等取引の内容	13		
特許権譲渡等損益額	14	円	円
個別控除対象繰越損失額 (別表十(五)付表一「21の①」、「21の②」、「21の③」又は「21の④」)	15	別表十(五)付表一「21の①」	別表十(五)付表一「21の②」
$((14) \times (24))$ 又は (14) (マイナスの場合は0)	16	別表十(五)付表一「21の③」	別表十(五)付表一「21の④」
個別繰越損失控除額 $((15) \text{ 又は } (別表十(五) \text{ 付表一「23」}) \times (16))$ (16の計)	17		
控除後特許権譲渡等損益額 (14) - (17)	18		
措法第59条の3第1項第1号イの場合 対象事業年度及び対象事業年度前の各事業年度(令和7年4月1日以後開始事業年度に限る。)の研究開発費の額のうち(13)に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額	19		
(19)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	20	内	内
(19)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	21		
(19)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	22		
適格研究開発費の額 (19) - (20) - (21) - (22)	23		
研究開発費割合 $\frac{(23)}{(19)}$ (19) = 0 の場合は0)	24		
適用対象所得金額 (18) × (24)	25	円	円
上記以外の場合 対象事業年度及び対象事業年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度の研究開発費の額の合計額	26		円
(26)のうち特許権譲受等取引によって生じた金額	27	内	
(26)のうち国外関連者に直接又は間接に委託する研究開発に係る金額	28		
(26)のうち国外事業所等を通じて行う事業に係る金額	29		
適格研究開発費の額 (26) - (27) - (28) - (29)	30		円
研究開発費割合 $\frac{(30)}{(26)}$ (26) = 0 の場合は0)	31		
適用対象所得金額 (18の計) × (31)	32		円
特許権譲渡等		所得減少規定	

別表十(五) 令八・四・一以後終了事業年度分

**「12」欄**

特許権等の譲渡等による所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00726」
- ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額

別表十(六)

「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	.	.	法人名
------	---	---	-----

別表十(六)

令八・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書											
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円					
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	.	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13						
	収用換地等による譲渡年月日	3	.	譲渡経費の額	14						
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15						
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16						
	同上以外の補償金の額	6	円	同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17						
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額										
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額										
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18						
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		当期において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	19						
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20						
特別控除額	11		特別控除残額 5,000万円 - (20)	21							
			特別控除額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22							

P46参照

特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23		特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(. . .)	円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
取得した対価の額	25	円	交換取得資産の価額	26		円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27		交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除残額 5,000万円 - (40)	41	
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		交換取得資産につき支払った交換差金の額	27			特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29		特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30		譲渡経費の額の計算	29		800万円 - (43)	44	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45	
特定土地等画整理事業等のための土地	譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		譲渡経費の額の計算	29		特別控除残額 5,000万円 - (45)	46	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	33		譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47	
	2,000万円 - (33)	34		特定土地等画整理事業等のための土地	33		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48	
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35		2,000万円 - (33)	34		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	49	
	特別控除残額 5,000万円 - (35)	36		特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額	37		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50	
特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額	37		特別控除残額 5,000万円 - (50)	51		特別控除額 (32)、(49)と(51)のうち少ない金額	52		

別表十(六)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」、「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額

別表十(七)

「12」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(七) 令八・四・一以後終了事業年度分

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十(七)付表一「12」の合計額)		円		当控除未済欠損金額		円	
当期所得金額総計基 (別表四「45の①」-「27の①」)	<p style="text-align: center;"><b>「12」欄</b></p> <p style="text-align: center;">特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（増資特定株式に係る損金算入）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00656」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p>						
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱別控除額 (別表十(三)「47」)						
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」)	4		の当期所得基準額の計算			10
	農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「42の計」)	5		の当期特別勘定繰入額のうち損金算入額			11
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	6		の内訳	(11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式に係る額の合計額)		12	
				(11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11) - (12)		13	
当期益金算入額の計算							
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十(七)付表一「13」の合計額)	14		円	(14)及び(16)から(19)まで以外の益金算入額 (別表十(七)付表一「20」の合計)		21	円
同上のうち増資特定株式以外の特 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式以外の特 額の合計額)	<p style="text-align: center;"><b>「13」欄</b></p> <p style="text-align: center;">特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入）を適用している場合</p> <p>(1) 増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第2号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00698」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額</p> <p>(2) 増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入 ((1)に該当するものを除く。)</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00732」</p> <p>③ 「適用額」欄：「13」欄の金額</p> <p>(注) 区分番号「00732」は、令和8年4月1日以後に取得をする株式が対象となります。</p>						
5年経過等 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式以外の特 額の合計額)							
3年経過特 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式以外の特 額の合計額)							
成長発展が図 併があった場 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式以外の特 額の合計額)							
要加 (別表十(七)付表一「13」のうち増資特定株式以外の特 額の合計額)							
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(七)付表一「19」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	20		円	の内訳		25	円
(23) - (24)							

**別表十(八)**  
**「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十(八) 令八・四・一以後終了事業年度分

**I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書**

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	

**損金算入限度額の計算**

社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合		費率による経費の額	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」		72/100	12
② 「区分番号」欄：「00485」		70/100	13
③ 「適用額」欄：「6」欄の金額			

3,000万円を超え 4,000万円以下の金額	9		$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
-------------------------	---	--	-----------------------------	----	--

4,000万円を超え 5,000万円以下の金額	10		$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
-------------------------	----	--	------------------------------	----	--

**農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合**

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」				16	
-----------------------------	--	--	--	----	--

**特別控除に関する明細書**

肉用牛の売却に係る経費の額	18		譲渡原価の額 (19)	21	
譲渡原価の額 (17) + (18)	19		特別控除額 (20) - (21)	22	

**III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書**

「27」欄	係る法人名	23			
-------	-------	----	--	--	--

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」					
② 「区分番号」欄：「00374」					
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額					

当期中に支出した負担金等の額	26				
----------------	----	--	--	--	--

同上のうち損金の額に算入した金額	27				
------------------	----	--	--	--	--

**「31の計」欄 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入に関する明細書**

特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和8年旧措置法第66条の11の2第1項」					
② 「区分番号」欄：「00673」					
③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額					

同上のうち損金の額に算入した金額	31				
------------------	----	--	--	--	--

別表十(九)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書			事業年度	法人名		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	特 定 社 債	特定社債の当期末残高	14
	みなし配当の額	2			$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配当の額 (1) + (2)	3				16
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	円	の 発 行 を し て い る 場 合 の 調 整	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16
	前期繰越損失の額	5			$(15) - (16)$	17
	減損損失の額	6			当期に償還した 特定社債の額の合計額	18
配当可能利益の額の計算	$(6) \times \frac{70}{100}$	7	円	を し て い る 場 合 の 調 整	特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8			$(18) - (19)$	20
	$(8)$ (特定社債の発行をしている場合には、(8) - (23)) (マイナスの場合は0)	9			損金の額に算入される 減価償却費の額	21
配当可能利益の額の計算	$(9) \times \frac{90}{100}$	10	円	を し て い る 場 合 の 調 整	$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22
	(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11			特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	12				
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額	13					

別表十(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(十)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書				事業年度	法人名		
配 当 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12	円	別 表 十 ( 十 )  令 八 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2		前 期 繰 越 損 失 の 額	13		
	小 計 (1) + (2)	3		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(十)付表「5の計」)	14		
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4		一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額	15		
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(十)付表「14」)	16		
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(十)付表「35の計」)	17		
	配 当 可 能 利 益 の 額 (23)	7		一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額	18		
				繰越利益等超過純資産控除額のうち当期加算額 (別表十(十)付表「42」)	19		
				引 計 13) - (14) - (15) - (16) + (17) + 19) (マイナスの場合は0)	20		
	(3)又は(6)が(8)を超える場合の(6)の額	9		利 益 超 過 分 配 金 額	21		
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	10		出 資 総 額 戻 入 金 額	22			
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11		配 当 可 能 利 益 の 額 (20) + ((21) - (22))	23			

「11」欄

投資法人に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00397」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(十一)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表十(十一)

令八・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書									
利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円		
	超過分配額	2							
	利益の分配の額 (1) - (2)	3				$(17) \times \frac{5}{100}$	18		
	税引前当期純利益金額	4				期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19		
	前期繰越損失の額	5							
	減損損失の額	6					$(18) - (19)$	20	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7							
	差引計	8				当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21		
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26) (マイナスの場合は0)	9				特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22		
	「16」欄 分配額	10							
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合						(22)	23		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」									
② 「区分番号」欄：「00398」									
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						算入される	24		
						費の額			
	$(12) \times \frac{100}{100}$	13							
	(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		場合の調整	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25			
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	15							
	利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26			

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27	円	分配可能	税引前当期純利益金額	34	円		
	超過分配額	28				期首欠損金の額	35		
	「33」欄 分配額					減損損失の額	36		
						$(36) \times \frac{70}{100}$	37		
						当期純利益額 $(34) - (37)$ (マイナスの場合は0)	38		
						超過分配額 (28)	39		
		所得金額合計 (別表四「34の①」)	32						
		収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33				超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40	
							分配可能収益の額 $(38) + (39) - (40)$	41	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十二(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円	
本店又は主たる事務所の所在地	2		期	5年経過後5年間 均等益金算入額 (25の計)	13		
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	繰	同上以外の場合による 益金算入額 (26の計)	14		
特定株式等の認定	4	第 号	越	計 (13)+(14)	15		
当期積立額	5		額	当期積立額のうち損金算入額 (5)-(11)	16		
積立限度額の計算	6	当期において取得した 特定株式等の取得年月日	算	期末海外投資等 損失準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17		
	7	(6)の特定株式等のうち 期末に有するものの取得価額		貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	18		
	8	同上の $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{50}{100}$ 相当額		差	(18)-(		
	9	取得年度に特定株式等の 帳簿価額を減額した金額		当期分	貸借対照表 (15)-(5)-((18)-前期の(18)))		
	10	積立限度額 (8)-(9)		当期分	当期に生じた差額の合計額 (11)+(20)	21	
積立限度超過額	11	(5)-(10)	前	前期末における差額 (前期の(19))	22		

P53参照

益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金の額	当期益金算入額		翌期繰越額 (24)-(25)-(26)
			5年経過後 5年間均等 算入による 場合 (23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立から5年を経過した日の翌日の	円	円	円	円	円
積立から5年を経過しない日の翌日の	円	円	円	円	円
当期分					
計			円		

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

特 定 法 人 の 名 称		1	第 号		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
期	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額																													
	据置期間経過後5年間均等益金算入額(24の計)																													
繰	同上以外の場合による益金算入額(25の計)																													
	計(12)+(13)																													
越	当期積立額のうち損金算入額(4)-(10)																													
	期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額(11)-(14)+(15)																													
算	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金																													
	差引(17)-(6)																													
の	当期積立額のうち損金算入額(4)-(10)																													
	崩不足額(前期の(17))																													
計	の合計額																													
	る差額																													
積	算																													
	入 額																													
立	翌期繰越額(23)-(24)-(25)																													
	算																													
事	算入額																													
	期目現在の準備金額																													
業	益金算入による場合(22)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$																													
	(24)以外の場合																													
年	算入額																													
	算入額																													
度	据に該期間経過も準備の金額																													
	据置期間経過準備金額に該当しないもの																													
の	当期分																													
	計																													

別表十二(二) 令八・四・一以後終了事業年度分

**「15」欄**

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

(1) 経営力向上計画に係る措置(「2」欄が「第1号」)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第56条第1項の表の第1号」

② 「区分番号」欄: 「00672」

③ 「適用額」欄: 「15」欄の金額

(2) 特別事業再編計画に係る措置(「2」欄が「第2号」)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第56条第1項の表の第2号」

② 「区分番号」欄: 「00711」

③ 「適用額」欄: 「15」欄の金額

別表十二(八)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
1		貸	円
2		借	11
3		対	12
4		照	
5		表	13
		の	
		金	
		当	
		額	
		差	14
		分	
		の	
		前	15
		期	
		以	
		前	
		明	
		細	
		分	

別表十二(八) 令八・四・一以後終了事業年度分

「9」欄

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00614」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

越	益	金	算	入	額								
算													
額													
の													
計													
算													

別表十二(九)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「保険会社等の異常危険準備金の損金算入」及び「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
保険等の種類又は特定保険区分	1						合計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
	当期異常災害損失等の補填額	3					
		同上以外の場合による益金算入額	4				
	計	5					
	(3) + (4)						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額	6					
(2) - (5)							
当期積立額	7						
正味取入保険料等	8						
積立率	9	( )	( )	( )	( )	( )	
積立限度額	10	円	円	円	円	円	
(8) × (9)							
差引積立限度超過額	11						
(7) - (10) (マイナスの場合は0)							
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12						
(6) + (7) - (11)							

別表十二(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

「7」及び「11」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00198」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額から「11」欄の金額を控除した金額

※1 ※2に該当するもの以外  
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

内	：	：	期分	20				
	：	：	期分	21				

「7」及び「11」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00199」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額から「11」欄の金額を控除した金額

※1 ※2に該当するもの以外  
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立金の後異益	(8) の 10											
10年常金を除く経緯超過額	((12) - (2) (マイナス)											
限度超過額	(13) と (25) の (11) + (9)											
期末異常危険準備金	(6) + (7) - (27)	28										
貸借対照表に計上されている異常危険準備金		29										
	差	30										
(29) - (28)												
貸借対照表の金額との差額の明細	当期	31										
	前期末における差額	33										
((5) + (26)) - ((7) - ((29) - 前期の(29)))												
当期に生じた差額の合計額	(11) + (31)	32										
前期末における差額	(前期の(30))											
特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額												
特定保険の種類	当期積立額	34	円	正味取入保険料等	35	円	積立率	36	積立限度額	37	差引積立限度超過額	38
火災保険及び風水害保険												
勤産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険												
賠償責任保険					0.02							
合計												

別表十二(十)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名	円		
1	平	新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	翌期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16
2		当期積立額	均等益金算入額	17
3		(2)のうち損金経理 による積立額	基準事業年度終了の日 における関西国際空港 用地整備準備金の金額	18
4		(2)のうち剰余金の 処分による積立額	均等益金算入額 (17) × —	19
5		空港用地額 平成24年7月1日を含む 事業年度開始の時に おける空港用地の帳簿 価額	同上以外の場合による 益金算入額	20
6		取得の 計価額 $(5) \times \frac{1}{10}$	計 (18) + (19)	21
7		所 指 定 会 社 所 得 金 額 (別表四「45の①」)	当期積立額のうち損金算入額 (15)	22
8		新 関 西 空 港 会 社 所 得 金 額	期 末 関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 の 金 額 (16) - (20) + (21)	23
9		新 関 西 空 港 会 社 欠 損 金 額	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金	24
10		$((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	差 引 (23) - (22)	25
11		所 得 基 準 額 (7) - (10)	の 取 崩 不 足 額 (23) - 前期の(23))	26
14		積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	度 超 過 額 (14)	27
15		当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	差 額 の 合 計 額 (25) + (26)	28
			前 期 以 前 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(24))	

別表十二(十) 令八・四・一以後終了事業年度分

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00421」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額



別表十二(十二)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
資産の種類及び名称	1						合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	・	・	
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	円
翌期繰越額の計算	当期特別修繕費を支出した場合の益金算入額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
当期積立額	9						
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12					
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	
(11)×(13)	14	円	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15						
積立限度超過額 (9)-(15)	16						
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17						
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	差引 (18)-(17)	18					
	当期 (7)-((9)-((18)-前期の(18)))	20					
当期分	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21					
	前期末における差額 (前期の(19))	22					
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算							
立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円	円
立期間終了から2年経過後年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24						

別表十二(十二) 令八・四・一以後終了事業年度分

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00391」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合





別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第9項」	00356	「25」欄の金額 (「27」又は「30」 欄の金額を超える場合には、 これらの欄の金額)
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第9項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00548	

※ 「第64条第9項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」、「第65条第3項において準用する第64条第9項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「33」欄の金額 (「36」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「43」欄の金額 (「49」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

**別表十三(五)**  
**「23」又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。**  
**ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。**

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十三(五) 令八・四・一以後終了事業年度分

		( 号該当)		事業年度	. . .	法人名	
譲渡資産の対価の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度
	構造又は用途	2					
	取得年月日	3	. . .	. . .	. . .	. . .	計
	所在地	4					
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	6	. . .	. . .	. . .	. . .	円
	対価の額	7	円	円	円	円	
	譲渡価額の帳簿価額	8					
	譲渡に要した経費の額	9					
	計 (8)+(9)	10					
差益割合	11						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	12					
	構造又は用途	13					
	所在地	14					
	取得年月日	15	. . .	. . .	. . .	. . .	
	取得価額	16	円	円	円	円	
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	17	. . .	. . .	. . .	. . .	
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日(18)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	18	. . .	. . .	. . .	. . .	
	取得した土地等の面積	19	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	20					
	取得価額の算出式	21	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	22	$(16) \times \frac{(20) - (21)}{(20)}$				
	買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	23					
	圧縮基礎取得価額 ((16)又は(22))と(24)のうち少ない金額	24					
	買換資産の取得に充てようとする金額	25					
	前期末の取得価額	26					
	前期末の帳簿価額	27					
	圧縮基礎取得価額 (25) × (27) / (26)	28					
	圧縮限度額 ((25)又は(28)) × (11) × 100 / 100	29					
	圧縮限度超過額 (23) - (29)	30					
	取得価額に算入しない金額 ((23)と(29)のうち少ない金額)又は((23)と(29)のうち少ない金額) × (26) / (27)	31					
対価の額の合計額 (7の計)	32	円				円	
特別勘定に経理した金額	33						
同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	34						
特別勘定の対象となり得る金額 (32) - (33)	35						
翌期繰越額の計算	36						
特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(39)と(41)のうち少ない金額)	37						
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	38						
当期中において買換資産の取得に充てた金額	39						
翌期繰越額の計算 (35) - (36) - (37)	40						
特別勘定に経理した金額	41						
(34)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	42						
繰入限度額 (40) × (11) × 100 / 100	43						
繰入限度超過額 (39) - (41)	44						
当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(39) - (42))	45						
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	46						
当期中に益金の額に算入すべき金額	47						
期末特別勘定残額 (43) - (44) - (45)	48						

P64参照

P65参照

その他参考となる事項

別表十三(五)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00549	「23」欄の金額 (「29」欄の金額を 超える場合には、 同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (令和8年旧措置法第1号ハ該当)	「令和8年旧措置法第65条の7第1項」、「令和8年旧措置法第65条の7第9項」又は「令和8年旧措置法第65条の9」	00550	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え (第2号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00363	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00422	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00364	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場 合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「令和8年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」、「令和8年旧措置法第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、令和6年旧震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00553	「39」欄の金額 （「41」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (令和8年旧措置法第1号ハ該当)	「令和8年旧措置法第65条の8第1項」、「令和8年旧措置法第65条の8第2項」又は「令和8年旧措置法第65条の9」	00554	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00369	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00423	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00370	

※ 「第65条の8第2項」又は「令和8年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「令和8年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
取得資産のみを取	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
圧	譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
算金を取得した場合	$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$ 圧縮限度額 $(15) - (17)$	18	
	圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19	
譲渡資産の譲渡	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
圧	取得資産の価額 $(11)$	21	
得資産を取得した場合	圧縮限度額 $(21) - (24)$	25	
	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	

別表十三(六) 令八・四・一以後終了事業年度分

「13」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00260」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

「20」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00260」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

交換分合計画が公告された日	1		
譲渡した資産の種類	2		
譲渡した土地等の面積	5		円
譲渡帳簿価額	6		円
譲渡に要した経費の額	7		
計	8		
取得資産の価額	11		円
取得した土地等の面積	12	平方メートル	

別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十三(七) 令八・四・一以後終了事業年度分

交換の年月日	1	・	・	円
交換取得資産			交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13
譲渡直前の帳簿価額			譲渡直前の帳簿価額	14

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00265」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資産の直前の明細帳	譲渡した所有隣接土地等の面積	5	平方メートル	場取得又は交換	$(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	
	譲渡帳簿価額	6	円	交換	圧縮限度額 (15) - (17)	18
	譲渡に要した経費の額	7		交換	圧縮限度超過額 (13) - (18)	19
				交換	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00265」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資産の明細	取得資産の価額	11	円	出した場合	圧縮限度額 (21) - (24)	25
	取得した土地等の面積	12	平方メートル	交換	圧縮限度超過額 (20) - (25)	26

別表十三(八)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十三(八) 令八・四・一以後終了事業年度分

賦課金の額	1		円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2			圧縮の(3)のうち試験研究用資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3			限計の圧縮限度額 (6)又は(6) - 1円)	7	
取得等をした試験研究用資産の種類	4			圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(九)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
助成金等の名称	1	告示年月日	4
助成金を交付した者	2	告示番号	5 第 号
助成金等の交付を受けた年月日	3	交付を受けた助成金等の額	6
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算			
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合	
減価	7	特別勘定に経理した金額	17
補填	8	繰入限度額 (12) - (14)	18
損金	9		
転	10	繰入限度超過額 (17) - (18)	19
廃	11	翌期繰越額	20
業	12		
助	13	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	21
成	14	繰越額の計算	22
金	15		
	16	期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23

別表十三(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

P70参照

別表十三(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「28」又は「44」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二) 合八・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附金	指定寄附金等の金額 (43の計)	1	円	損金	長期給付事業への繰入利子額	27	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (44の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	28	
	公益信託に対する寄附金額 (45の計)	3			その他の寄附金額	29	
	その他の寄附金額	4					
	計 + (2) + (3) + (4)	5					

「28」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00393」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「28」欄に記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入	$(10) + (13) \times \frac{1}{4}$	14		の計	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	34	
	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(9) \times \frac{6.25}{100}$	15			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (27)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	35	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 $(12) \times \frac{3.75}{1,000}$	16			損金算入限度額 (33)、((33)と(34)のうち多い金額)又は((33)と(35)のうち多い金額)	36	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $(15) + (16) \times \frac{1}{2}$	17					

「44」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

(1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00394」
- ③ 「適用額」欄：「44」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

(2) 特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00424」
- ③ 「適用額」欄：「44」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「特例認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				44
計				
公益信託に対する寄附金の明細				
寄附した日	受託者	所在地	公益信託の名称	寄附金額
				45
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額

別表十四(六)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表十四(六) 令八・四・一以後終了事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					

「14」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第65条第10項」
- ② 「区分番号」欄: 「00582」
- ③ 「適用額」欄: 「18」欄の「その他( )」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額

譲渡利益額の調整	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額(前期の(14))	12				
	当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(21)又は(25)の金額〕	13				
	翌期以後に益金の額に算入する金額((8)又は(12))-(13)	14				
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額(前期の(17))	15				
	当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合には、(22)又は(26)の金額〕	16				
	翌期以後に損金の額に算入する金額((10)又は(15))-(16)	17				
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )	譲渡・償却その他( )	

簡便法により当期を計算する場合は合	減価	償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数〕×12	19	月	月	月	月	
		当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	却資産	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22					
	繰延資産	繰	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
			当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
延		当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名			
資産細区	種類	1						
	構造	2						
	目	3						
取得区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円	
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
	差引取得価額 (7)-(8)	9						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
合計 (13)+(14)+(15)	16							
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分の残存価額	17						
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18						
	(16) > (18) の場合	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19					
		旧定額法の償却率	20					
		算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16) ≤ (18) の場合	増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
		計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23					
		算出償却額 (18)-1円× $\frac{1}{60}$	24					
	平成19年4月1日以後取得分の定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25						
	定額法の償却率	26						
算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円		
増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )		
計 (27)+(28)	29							
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30							
当期分の償却限度額	租税特別措置法に規定する特別償却限度額	31	条	項	条	項	条	
	特別償却限度額	32	外	円外	円外	円外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
	計 (30)+(32)+(33)	34						
差引	償却不足額 (34)-(35)	36						
	償却超過額 (35)-(34)	37						
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外		
	当期内容積立金取崩しによるもの	39						
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
	翌期額の内繰越額	45						
通格記載再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47							
備考								

別表十六(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

P78~80参照

P81参照

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(二) 令八・四・一以後終了事業年度分

資産細区分	種類	1								
	構造	2								
	目	3								
	取得年月日	4								
	事業の用に供した年月	5								
	耐用年数	6		年	年	年	年	年		
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記載の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8								
償却額計算の基礎となる額	差引取得価額	9								
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10								
	期末現在の積立金の額	11								
	積立金の期中取崩額	12								
	差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△		外△	
	損金に計上した当期償却額	14								
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外		外	
	合計	16								
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17								
	償却額計算の基礎となる金額	18								
当期分の普通償却限度額等	差引取得価額 × 5%	19								
	(16) > (19) の場合	旧定率法の償却率	20							
		算出償却額	21		円		円		円	
		増加償却額	22	(	)	(	)	(	)	(
	(16) ≤ (19) の場合	計	23							
		算出償却額	24							
		定率法の償却率	25							
	調整前償却額	26		円		円		円		円
	保証率	27								
	償却保証額	28		円		円		円		円
	(26) < (28) の場合	改定取得価額	29							
		改定償却率	30							
		改定償却額	31		円		円		円	
増加償却額		32	(	)	(	)	(	)	(	)
計		33								
当期分の普通償却限度額等	34									
当期分の償却限度額	特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37								
当期償却額	合計	38								
	当期償却額	39								
差引	償却不足額	40								
	償却超過額	41								
償却超過額	前期からの繰越額	42	外		外		外			
	当期償却不足によるもの	43								
	積立金取崩しによるもの	44								
	差引合計翌期への繰越額	45								
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46								
特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47								
	差引翌期への繰越額	48								
	翌期への繰越額の内訳	49								
	当期分不足額	50								
通称組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51									
備考										

P78~80参照

P81参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）前に終了する事業年度用

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(三) 令八・四・一以後終了事業年度分

資産区分		<p>(注) 本別表は、令和8年4月1日から「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）の前日までの間に終了する事業年度が対象となります。「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度については、P76をご参照ください。</p>				
取得価額	取得価額又は製作価額	6				
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7				
	差引取得価額	8				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9				
	期末現在の積立金の額	10				
	積立金の期中取崩額	11				
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13				
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外
	合計	15				
	鉱山の寿命数	16		年		年
	当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17				
	同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン
	経済的採掘可能数量	19				
	当期産出鉱量	20				
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得	21		円		円
	差引取得価額 × 5%	22				
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	23			
		鉱量1トン当たり償却金額	24			
	(15) ≤ (22) の場合	算出償却額	25			
		算出償却額	26			
	平成19年4月1日以後取得	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	27			
		鉱量1トン当たり償却金額	28			
	算出償却額		29			
	当期分の普通償却限度額		30			
特又償却特別償却増上償却		31	( 条 項 ) ( 条 項 ) ( 条 項 ) ( 条 項 ) ( 条 項 )			
特別償却限度額		32	外	円外	円外	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33				
合計		34				
当期償却額		35				
差引	償却不足額	36				
	償却超過額	37				
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	
	当期内容積金額	償却不足によるもの	39			
		積立金取崩しによるもの	40			
	差引合計翌期への繰越額	41				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42				
特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				
	差引翌期への繰越額	44				
	翌期の期内	45				
	当期分不足額	46				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額		47				
備考						

P78~80参照

P81参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度用

旧生産高比例法又は生産高比例法若しくは生産高等比例法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(三) 令八・五・二十二以後終了事業年度分

資産区分	(注) 本別表は、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度が対象となります。令和8年4月1日から「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）の前日までの間に終了する事業年度については、P75をご参照ください。				
	取得価額又は製作価額	6	円	円	円
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7			
	差引取得価額	8			
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9			
	期末現在の積立金の額	10			
	積立金の期中取崩額	11			
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13			
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外
	合計	15			
	算区又は貯留区域の採掘予定年数又は注入予定年数	16	年	年	年
	耐用年数	17			
	同上の期間内における採掘予定数量又は注入予定数量	18	トン	トン	トン
	経済的採掘可能数量又は経済的注入可能数量	19			
当期採掘数量又は当期注入数量	20				
当期分の普通償却	平成19年3月31日以前取得分	21	円	円	円
	差引取得価額 × 5%	22			
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	23		
		採掘数量1トン当たり償却金額	24		
		算出償却額	25		
		算出償却額	26		
	(15) ≤ (22) の場合	生産高比例法又は生産高等比例法の償却額計算の基礎となる金額	27		
		採掘数量又は注入数量1トン当たり償却金額	28		
		算出償却額	29		
		当期分の普通償却限度額	30		
当期分の償却限度額	特別償却限度額	31	円	円	
	特別償却限度額	32	外	外	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33			
	合計	34			
当期償却額	35				
差引	償却不足額	36			
	償却超過額	37			
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	
	当期償却不足によるもの	39			
	積立金取崩しによるもの	40			
	合計	41			
特別償却不足額	翌年に繰り越すべき特別償却不足額	42			
	当期において切り捨てる特別償却不足額	43			
	差引翌期への繰越額	44			
	翌期の繰越内	45			
	当期分不足額	46			
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47				
備考					

P78~80参照

P81参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
年	・	・	

別表十六(五) 令八・四・一以後終了事業年度分

種別	1						
第10条各号の該当号	2	第号	第号	第号	第号	第号	
細目	3						
取得年月日	4	・	・	・	・	・	
事業の用に供した年月	5						
耐用年数	6	年	年	年	年	年	
取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外	
(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
差引取得価額	9						
(7)-(8)							
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
期末現在の積立金の額	11						
積立金の期中取崩額	12						
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△	
(10)-(11)-(12)							
損金に計上した当期償却額	14						
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
合計	16						
(13)+(14)+(15)							
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17						
旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額	18						
(16)-(17)							
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額	19				
		(9)-(9)× $\frac{10}{100}$					
	旧定率法	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額	21	円	円	円	円
		(18)					
	算出償却額	旧定額法の償却率	20				
		(19)×(20)又は(21)×(22)	23	円	円	円	円
	平成19年4月1日以後取得分	定額法による償却額計算の基礎となる金額	24				
		(9)					
		定率法による償却額計算の基礎となる金額	26	円		円	円
		(18)					
算出償却額	定額法の償却率	25					
	(24)×(25)又は(26)×(27)	28	円	円	円	円	
当期分の普通償却限度額	29						
(23)又は(28)							
当期分の特別償却限度額	特別償却限度額	30					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31					
	合計	32					
	(29)+(30)+(31)						
	差引取得価額×50%	33					
	(9)× $\frac{50}{100}$						
	当期償却可能限度額	34					
	当期の通常償却額	35					
	(32)又は(34)のうち少ない金額						
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36					
償却限度額	37						
(35)+(36)							
当期償却額	38						
償却不足額	39						
(37)-(38)							
償却超過額	40						
(38)-(37)							
償却超過額	前期からの繰越額	41	外	外	外	外	
	当期損金額	42					
	償却不足によるもの	43					
	積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額	45					
(40)+(41)-(42)-(43)							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46					
	((39)-(42))と((30)+(31))のうち少ない金額						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額	48					
(45)-(46)							
翌期繰越内の額	当期分不足額	49					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	50						
((39)-(42))と(30)のうち少ない金額							
備考							

P78~80参照

P81参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶の特別償却」及び「医療用機器等の特別償却」については適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~87参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取 得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00690	
	第42条の6第1項第3号	00034	
	第42条の6第1項第4号	00037	
	第42条の6第1項第5号	00040	
国家戦略特別区域にお いて機械等を取 得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	
国際戦略総合特別区域 において機械 等を取 得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業の促進 区域内にお いて特定事業用機械等 を取 得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等にお いて特定建 物等を取 得した場合の特別償却	第42条の12第1項又は令 和8年 旧措置法第42条の11の3 第1項	00568	
中小企業者等が特定経営 力向上設備 等を取 得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 1号)	00712 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 2号)	00714 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第2項第 3号)	00716 ※	
	第42条の12の4第1項(経 営強 化法規則第16条第3項)	00718 ※	

※ 区分番号は、特別償却の適用を受ける次の①から④までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00712」(生産性向上設備)  
経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00714」(収益力強化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00716」(経営資源集約化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00718」(経営規模拡大設備)  
経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00665 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の7第1項	00728 ※2	

※1 区分番号「00665」は、令和7年度税制改正前に取得等をした生産工程効率化等設備について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和7年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第42条の12の6第1項)を記載してください。

※2 区分番号「00728」は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をする特定生産性向上設備等について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	令和5年旧措置法第43条第1項第1号	00640 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	令和5年旧措置法第43条第1項第2号	00642 ※	
	第43条第1項第1号	00692 ※	
	第43条第1項第2号	00694 ※	
	第43条第1項第3号	00696 ※	
	第43条第1項第4号	00644	

※ 区分番号「00692」、「00694」及び「00696」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00640」及び「00642」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
被災代替資産等の特別償却	第43条の2第1項の表の第1号	00608	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第43条の2第1項の表の第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項	00679	
	第44条の4第2項	00681	
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	第44条の5第1項第1号	00707	
	第44条の5第1項第2号	00709	
再資源化事業等高度化設備の特別償却	第44条の6第1項	00724	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00527	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00533	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	第45条第2項	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号	00670	
	第45条第3項の表の第2号	00573 ※1	
	第45条第3項の表の第3号	00560 ※2	

- ※1 区分番号「00573」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第2号)を記載してください。
- ※2 区分番号「00560」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第3号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
輸出事業用資産の割増償却	第46条第1項	00683 ※1	
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (第47条第3項第1号)	00466 ※2	
	第47条第1項 (第47条第3項第2号)	00469 ※2	

- ※1 区分番号「00683」は、令和6年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和6年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条第1項)を記載してください。
- ※2 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第47条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	令和8年旧措置法第48条第1項	00592	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄の金額

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、別表十六(二)「37」欄、別表十六(三)「33」欄又は別表十六(五)「31」欄の金額(これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

別表十六(六)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(六) 合八・四・一以後終了事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書					
繰延資産の種類	1				
支出した年月	2				
支出した金額	3	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5				
当期分の普通償却限度額	6	円	円	円	円
		$(3) \times \frac{(5)}{(4)}$			
旧租税特別措置法適用条項	7	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)
特別償却限度額	8	外円	外円	外円	外円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9				
合計	10				
		$(6) + (8) + (9)$			
当期償却額	11				
償却額	12				
差引償却額	13				
前期までの償却額	14				
同上の額	15				
(12)と(14)との差引合計	16				
		$(13) + (14) - (15)$			
特別償却					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	17				
		$((12) \text{と} ((8) + (9)) \text{のうち少ない金額})$			
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18				
差引翌期への繰越額	19				
		$(17) - (18)$			
翌期額への繰越額	20				
の内当期分不足額	21				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22				
		$((12) \text{と} (8) \text{のうち少ない金額})$			

**「9」欄**  
 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合  
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」  
 ② 「区分番号」欄：「00187」  
 ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23				
支出した金額	24	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25				
当期償却額	26				
期末現在の帳簿価額	27				

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 なお、通算法人は本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないで下さい。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(七) 令八・四・一以後終了事業年度分

資	種	類	1					
区	細	目	3					
分	事業の用に供した年月		4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
資	種	類	1					
産	構	造	2					
区	細	目	3					
分	事業の用に供した年月		4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
資	種	類	1					
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <p><b>「8」欄</b></p> <p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00277」</p> <p>③ 「適用額」欄：「8」欄の金額</p> <p>(注) <u>適用額は年300万円が上限となります。</u></p> </div>								
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		5					
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計								8 円

## 別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	・	・	法 人 名			
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	計	
	種 類	2	条	条	項	項		
	構造、用途、設備の種類又は区分	3	号	号				
	細 目	4						
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数等	6						
当 期 積 立 額	7		円		円		円	
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10						
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11						
	積立不足額 割増償却の場合 (8) - (7)	12						
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13						
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14						
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16						
	翌期への繰越額の 内訳	当 期 分 (12) 又は (13)	17					
		計 (17) + (18)	18					
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20							
合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21							
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	・	・	・	・		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円		円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24						
	当期益金算入額	均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25					
		同上以外の場合による益金算入額	26					
		合 計 (25) + (26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28						

別表十六(九) 令八・四・一以後終了事業年度分

P85~87参照

P87参照

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00691	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第5号)	00041	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済牽引 <sup>けん</sup> 事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において 特定建物等を取得した場合の 特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第1号))	00713 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第2号))	00715 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第2項第3号))	00717 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の4第1項(経営強化法規則第16条 第3項))	00719 ※	

※ 区分番号は、特別償却の適用を受ける次の①から④までの設備等の区分ごとに記載してください。

- ① 区分番号「00713」(生産性向上設備)  
経営強化法規則第16条第2項第1号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ② 区分番号「00715」(収益力強化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第2号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ③ 区分番号「00717」(経営資源集約化設備)  
経営強化法規則第16条第2項第3号に掲げる設備等に該当する特定経営力向上設備等
- ④ 区分番号「00719」(経営規模拡大設備)  
経営強化法規則第16条第3項に規定する設備等に該当する特定経営力向上設備等

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00666 ※1	「8」欄の金額
特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00729 ※2	

※1 区分番号「00666」は、令和7年度税制改正前に取得等をした生産工程効率化等設備について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和7年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」）を記載してください。

※2 区分番号「00729」は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に取得等をする特定生産性向上設備等について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第1号)	00641 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第2号)	00643 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第1号)	00693 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00695 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第3号)	00697 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第4号)	00645	

※ 区分番号「00693」、「00695」及び「00697」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00641」及び「00643」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第1号)	00609	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00680	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00682	
生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項第1号)	00708	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項第2号)	00710	
再資源化事業等高度化設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00725	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	「8」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積 地域において工業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地 区において工業用機械等を取 得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島における旅館業用 建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機 械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第1号)	00671	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第2号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第3号)	00561 ※2	

※1 区分番号「00574」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」（第45条第3項の表の第2号））を記載してください。

※2 区分番号「00561」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」（第45条第3項の表の第3号））を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	
輸出事業用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00684	
特定都市再生建築物の割増償 却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第2号)	00470	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00593	

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却 (特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は 「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額 (同欄に内書と して記載した 金額がある場 合には、当該 金額を控除し た金額)

## IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(https://www.nta.go.jp)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」  
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency website. The navigation menu includes 'ホーム', '税の情報・手続・用紙', '刊行物等', '法令等', and 'お知らせ'. The '刊行物等' menu is expanded, showing 'パンフレット・手引', 'インターネット番組 (Web-TAX-TV)', and '出版物'. A red box highlights 'パンフレット・手引' with a circled '1' and an arrow pointing to it. Below this, the breadcrumb trail is 'ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引'. The main heading is 'パンフレット・手引'. Below it, there is a section 'パンフレット・手引、各項目へのリンク' with buttons for '広報関係', '所得税関係', and '源泉所得税関係'.

This screenshot shows the '法人税関係' (Corporate Tax) section. A red box highlights the '法人税関係' button with a circled '2' and an arrow pointing to it. Below this, there is a section '適用額明細書関係' (Application Amount Statement Relationship) with a red box highlighting the link '適用額明細書に関するお知らせ(令和8年6月)' with a circled '3'.

適用額明細書に関するお知らせページはこちら



The screenshot shows the '適用額明細書に関するお知らせ' (Notice regarding Application Amount Statement) page. The breadcrumb trail is 'ホーム / 刊行物等 / パンフレット・手引 / 適用額明細書に関するお知らせ'. The main heading is '適用額明細書に関するお知らせ'. Below it, there is a section '2 適用額明細書の記載の手引等' (2 Application Amount Statement Recording Guide, etc.). A red box highlights the following items:

- (3) 適用額明細書の記載の手引  
令和8年4月1日以後終了事業年度分(令和8年6月)
- (4) 適用額明細書  
適用額明細書 (PDF/123KB)

A note at the bottom states: ※ 過去分の適用額明細書の記載の手引(単体法人用)等は、こちらをご覧ください。

令和8年6月現在



## 適用額明細書の記載要領

- 1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。
- 2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 3 この明細書の各欄の記載は、次によります。
  - (1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
  - (2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
  - (3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。
  - (4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
  - (5) 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する事業年度から記載してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。